

令和4年度消防防災施設等の整備に係る主な財政措置

1 国庫補助金

(1) 消防防災施設整備費補助金 R4 当初 13.7 億円 (R3 当初 13.7 億円)

○ R4 改正 . . . 特になし

○ 補助対象 . . . ①耐震性貯水槽、②備蓄倉庫（地域防災拠点施設）、③防火水槽（林野分）、
④救助活動等拠点施設等、⑤画像電送システム（施設分）、⑥広域訓練拠点施設、
⑦救急安心センター等整備事業、⑧高機能消防指令センター総合整備事業

※ 補助率：1/3、①及び⑤は 1/2

※ 補助率：②及び③については 1/2、③及び④については 5.5/10 とする嵩上げ措置あり
（交付要綱第 6 条各号に掲げる施設に該当する場合に限る）

ア 地方債を充当しない場合

補助率 1/3・1/2 (嵩上げあり)	一般財源 2/3・1/2
------------------------	--------------

イ 一般補助施設整備等事業債を充当する場合

(ア) 地防法に基づく耐震性貯水槽及び備蓄倉庫の整備又は財特法に基づく耐震性貯水槽の整備

補助率 1/2	一般補助施設整備等事業債 90%	一般財源 10%
	(交付税算入率 50%)	

※ 地方債及び一般財源の割合は、補助対象事業費から補助金を控除した額に対する割合。(以下、補助裏に地方債を充当する場合において同じ。)

※ 地防法: 地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号)

※ 財特法: 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63 号)

(イ) 上記(ア)以外

補助率 1/3・1/2 (嵩上げあり)	一般補助施設整備等事業債 90%	一般財源 10%
------------------------	------------------	-------------

ウ 過疎対策事業債又は辺地対策事業債を充当する場合

補助率 1/3・1/2 (嵩上げあり)	過疎対策事業債・辺地対策事業債 100%	
	(交付税算入率 過疎 70%、辺地 80%)	

- 補助対象・・・活動火山対策避難施設（退避壕・退避舎については改修事業を含む。）
 （活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第13条第1項の規定により指定された避難施設緊急整備地域又は同法第3条第1項の規定により指定された火山災害警戒地域を有する地方公共団体に限る。）
 ※ 補助率：1/3 同法第14条の避難施設緊急整備計画に掲げる施設は1/2とする嵩上げ措置あり

補助率 1/3・1/2	一般補助施設整備等事業債 90%	一般財源 10%
	（特別交付税措置 80%）	（繰越 80%）

なお、平成30年度から、山小屋等の民間施設を活用した活動火山対策避難施設の整備について、民間事業者が整備する避難施設に地方公共団体が補助する場合も、当該補助する額を補助対象経費として、補助対象としている。

（2）緊急消防援助隊設備整備費補助金 R4 当初 49.9 億円（R3 当初 49.9 億円）

- R4 改正・・・特になし
 ○補助対象・・・緊急消防援助隊が使用する消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車、救助消防ヘリコプター、その他の特殊な車両及び資機材（搬送用アイソレーター装置を含む）等並びに緊急消防援助隊の活動を円滑にするための消防救急デジタル無線

ア 地方債を充当しない場合

補助率 1/2	一般財源 1/2
---------	----------

イ 一般補助施設整備等事業債を充当する場合

補助率 1/2	一般補助施設整備等事業債 90%	一般財源 10%
---------	------------------	----------

ウ 過疎対策事業債又は辺地対策事業債を充当する場合

補助率 1/2	過疎対策事業債・辺地対策事業債 100%	
	（交付税算入率 過疎 70%、辺地 80%）	

- （3）消防防災施設災害復旧費補助金 R4 当初 0.6 億円（R3 当初 0.6 億円）
 消防防災設備災害復旧費補助金 R4 当初 0.7 億円（R3 当初 0.3 億円）
 ※ 復興庁予算に一括計上

東日本大震災財特法に基づく消防防災施設及び消防防災設備の災害復旧事業を対象とする。

補助率 2/3	一般財源 1/3 ※
---------	------------

※ 一般財源所要額は、全額が震災復興特別交付税の対象

※ 東日本大震災財特法: 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)

2 地方債

(1) 施設整備事業

ア 施設整備事業（一般財源化分）

平成 17 年度及び平成 18 年度に一般財源化された消防防災設備整備費補助金の常備消防施設、消防団に整備される施設、デジタル防災行政無線及び自主防災組織に整備される施設の整備事業を対象。

【対象事業】消防ポンプ自動車等、ヘリコプター、救助資機材等総合整備事業、消防団整備事業等

施設整備事業債 充当率 1/3・1/2 (嵩上げあり) ※2 (交付税算入率 70%) ※1	一般財源 ※3
--	---------

※1 平成 23 年度以降の事業費補正方式において基準財政需要額への算入率は従前の 100%から 70%とされたが、従前の方式による基準財政需要額への算入分は単位費用により措置。

※2 廃止前の消防防災設備整備費補助金交付要綱に定められていた対象経費の実支出額に補助率(補助率の嵩上げがあった場合(過疎地域や離島地域、原発振興地域、地震防災地域、山村地域、成田国際空港周辺地域、沖縄振興地域、奄美群島地域、小笠原諸島地域等)には嵩上げ後の補助率)を乗じた額。

※3 総事業費のうち施設整備事業(一般財源化分)が充当されない経費については、一般財源の他、一般単独事業(一般事業)、過疎対策事業、または合併特例事業、一般補助施設等整備事業債(原子力発電施設等立地地域振興特別事業等)による地方債を、それぞれの事業の充当率で充当可能。

※4 資機材については適宜性があるもの又は車両と一体的に整備する場合に限る。

イ 原発特措法に基づく特別事業

【対象事業】消防ポンプ自動車、救急自動車、防災行政無線等

施設整備事業債 充当率 5.5/10 (交付税算入率 70%)	一般補助施設整備等事業債 (交付税算入率 70%)
------------------------------------	------------------------------

※ 原発特措法：原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成 12 年法律第 148 号）

(2) 防災対策事業（※下線部：R4 改正部分）

地方単独事業として行う防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業、自然災害防止事業を対象。

ア 防災基盤整備事業

(ア) 消防防災施設整備事業（防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業であり、具体的には、次の施設の整備に関する事業を対象）

a 消防団拠点施設等

災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団や自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設

b 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地

夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設

c 非常用電源

既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護板の設置等）や機能強化（非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費についても対象

d 緊急時に避難又は退避するための施設

津波避難タワー、活動火山対策避難施設等

e 避難路・避難階段

避難経路や緊急車両の進入経路等災害時において、避難するために特に必要な道路や階段の新設・改良等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園等に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。）

f 次の公共施設又は公用施設において、防災機能を強化するための施設

電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園等に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度

とする。)

- (a) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所(以下「指定避難所」という。)
- (b) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設
- (c) 不特定多数の者が利用する公共施設(橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。)
- (d) 災害時に特に配慮が必要となる者(以下「要配慮者」という。)のための対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設
- (e) 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園、特別支援学校及び認定こども園
- g 指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設
トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室等
- h 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設
地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室(オペレーションルーム)(危機管理担当執務室を含む。)、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等
- i 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に係る施設(仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等)
- j 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
- k 緊急消防援助隊の編成に必要な施設
- l 消防団に整備される施設
消防団活動を行うにあたり必要となる指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等
- m 消防水利施設
- n 初期消火資機材
- o 消防本部に整備される災害対応ドローン
- p 消防本部又は消防署に整備される施設
高規格救急自動車等で、消防力の整備指針に基づきそれぞれの車両ごとに算定された数を超えて整備される車両等
- q 消防防災情報通信施設
- r 実践的訓練設備
模擬消火訓練装置(AFT)及び実火災体験型訓練装置(ホットトレーニング)

(イ) 浸水想定等区域移転事業

- a 施設の大宗が浸水想定等区域(以下の(a)及び(b)に掲げる区域をいう。以下同じ。)内にあり、地域防災計画、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた次の公共施設又は公用施設の移転を対象。
 - (a) 施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設、災害時に要配慮者対策が必要となる公共施設(社会福祉事業の用に供する公共施設及び幼稚園、特別支援学校、認定こども園)の移転
 - (b) 施設の大宗が洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署、出張所及び指令センター(以下、「消防署等」という。)の移転
- b 庁舎については、原則として次に定める面積及び㎡当たり単価に基づき算定した額を上限として起債対象事業費を算出するものであること。
 - (a) 面積
入居職員数×職員一人当たり面積(35.3㎡)と移転前面積を比較して大きい方
 - (b) ㎡当たり単価
361千円
- c 庁舎以外の公共施設又は公用施設の移転については、原則として移転前の延床面積を上限とするも

のであること。

- d 用地については、移転前の用地面積を上限とするものであること（庁舎の用地費については、bで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること）。
- e 地理的な制約のため浸水想定等区域内において建替えを行う場合のかさ上げに要する経費等も対象となるものであること（庁舎のかさ上げに要する経費等については、bで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること）。

（ウ）消防広域化及び消防の連携・協力関連事業

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号）に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの（消防広域化重点地域に指定されたものに限る。）が実施する消防広域化事業又は「消防の連携・協力の推進について」（平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知）に基づき、消防の連携・協力をを行うものが実施する消防の連携・協力に関する事業であり、具体的には次の事業を対象。

- a 広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）ただし、広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものは、新築についても対象とするものであること。
- b 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備
- c 広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築
- d 連携・協力実施計画（高機能消防指令センターの整備については、「消防指令センターの共同運用にあたっての留意事項について」（令和3年3月22日付け消防消第130号消防庁消防・救急課長通知）に掲げる事項を記載したもの）に基づき必要となる高機能消防指令センターの整備
- e 連携・協力実施計画にも続き必要となる消防用車両等の整備

イ 公共施設等耐震化事業

公共施設又は公用施設の耐震化事業は、大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設又は公用施設の耐震化であり、具体的には次の施設を対象。

なお、原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とするものであること。ただし、消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるもの（Is値0.6未満であって、耐震補強を行ったとしても所要の耐震性を確保できない場合や、耐震補強後の耐用年数等を考慮したトータルコストが全部改築した場合のトータルコストを上回ることが明らかな場合）について対象。また、移転を伴う全部改築でも、耐震化のために必要な移転であれば、用地費も含めて対象。

（ア）指定避難所

（イ）災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設

（ウ）不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。）

（エ）災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設

（オ）災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園、特別支援学校及び認定こども園

（カ）地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び指定避難所（Is値0.3未満）であって、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設

※（カ）については、交付税算入率を3分の2に引き上げ

ウ 自然災害防止事業

地域防災計画に掲げられている災害発生時に危険な区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を予防するために地方単独事業として行う治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、道路防災、港湾防災、漁港防災、農道防災、林道防災、都市公

園防災、地盤沈下対策又は防雪施設に係る事業を対象。

エ アに規定する対象事業のうち、次の事業を令和4年度地方債充当率に定めるデジタル化関連事業等とする。

- a 消防水利施設のうち火災防ぎょ計画（「市町村消防計画の基準」（昭和41年2月17日消防庁告示第1号）第3条第4項に定める災害の防ぎょに関する計画）に位置付けられた大規模火災の危険性が高い木造密集地域において、消防水利重点整備計画（「消防水利の整備促進強化について」（平成29年11月24日付け消防消第272号）により、段階的に数値目標を設けて整備の具現化を図るための計画）に基づいて実施される消防水利施設の整備事業
- b 消防防災情報通信施設のうち防災行政無線整備事業（デジタル方式で整備するものに限る。）
- c 広域消防運営計画等に基づき、必要となる高機能消防指令センターの増改築（広域消防運営計画等において再配置が必要であると位置付けられた高機能消防指令センターの新築を含む。）
- d 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備
- e 連携・協力実施計画（高機能消防指令センターの整備については、「消防指令センターの共同運用にあたっての留意事項について」（令和3年3月22日付け消防消第130号消防庁消防・救急課長通知）に掲げる事項を記載したもの）に基づき必要となる高機能消防指令センターの整備
- f 連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備

○防災基盤整備事業

防災対策事業債 75%	一般財源
(交付税算入率 30%)	25%

○デジタル化関連事業等、浸水想定等区域移転事業

防災対策事業債 90%	一般財源
(交付税算入率 50%)	10%

(3) 緊急防災・減災事業

防災基盤整備事業及び公共施設等耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象。（事業年度：令和7年度まで）

緊急防災・減災事業債 100%
(交付税算入率 70%)

ア 緊急防災・減災事業 （※下線部：R4 改正部分）

(ア) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

- a 消防団拠点施設等
災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団や自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設
- b 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地
夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設
- c 非常用電源
- d 緊急時に避難又は退避するための施設
津波避難タワー、活動火山対策避難施設等
- e 避難路・避難階段
避難経路や緊急車両の進入経路等災害時において、避難するために特に必要な道路や階段の新設・改良等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園等に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。）
- f 次の公共施設又は公用施設において、防災機能を強化するための施設
電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時

に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園等に係るものを含む。(地方公共団体の補助金を限度とする。)

- (a) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所(以下「指定避難所」という。)
- (b) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設
- (c) 不特定多数の者が利用する公共施設(橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。)
- (d) 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設
- (e) 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園、特別支援学校及び認定こども園
- g 指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設
トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室等
- h 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設
地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室(オペレーションルーム)(危機管理担当執務室を含む。)、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等
- i 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に係る施設(仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等)
- j 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
- k 緊急消防援助隊の編成に必要な施設のうち、緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等
- l 消防団に整備される施設(消防団活動を行うにあたり必要となる、指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等)のうち、消防団の機能強化を図るための施設・設備(消防団車両の増強、初期消火資機材の増強や救助活動等を行うために必要な車両の整備、避難誘導を行う消防団の情報伝達手段の整備等)
- m 消防水利施設
- n 初期消火資機材
- o 消防本部に配備される災害対応ドローン

(イ) 大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要がある情報網の構築(消防防災情報通信施設のうち、次の事業を対象)

- a 消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新
- b 防災行政無線のデジタル化及びデジタル化された防災行政無線の住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化
- c 全国瞬時警報システム(Jアラート)に係る情報伝達手段の多重化
- d 防災情報システムなど大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設
- e 「地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的な整備の推進について」(令和3年1月22日付け消防情第30号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知)に基づき、都道府県が実施する以下の(a)から(c)までの要件の全てを満たす、都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システムに係る整備事業等(同衛星通信システム整備事業に対する市町村が実施する追加的整備事業及び負担金を含む。)
- (a) 災害発生時に輻輳を回避するための専用通信網もしくは帯域保証により安定的な通信を確保できること
- (b) 災害対応を円滑に行うために画像やデータを円滑にやり取りできるだけの十分な回線容量を常に確保すること
- (c) 被害状況等に係る情報を円滑に共有するために都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的なネットワークであること
- f 災害時オペレーションシステム

- (ウ) 施設の大宗が浸水想定等区域内にあり、地域防災計画、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた次の公共施設又は公用施設の移転
- a 次の施設の移転を対象とする。
- (a) 施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設、災害時に要配慮者対策が必要となる公共施設（社会福祉事業の用に供する公共施設及び、幼稚園、特別支援学校、認定こども園）の移転
- (b) 施設の大宗が洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等の移転
- b 庁舎については、原則として次に定める面積及び㎡当たり単価に基づき算定した額を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。
- (a) 面積
入居職員数×職員一人当たり面積（35.3㎡）と移転前面積を比較して大きい方
- (b) ㎡当たり単価
361千円
- c 庁舎以外の公共施設又は公用施設の移転については、原則として移転前の延床面積を上限とするものであること。
- d 用地については、移転前の用地面積を上限とするものであること（庁舎の用地費については、bで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。
- e 地理的な制約のため浸水想定等区域内において建替えを行う場合のかさ上げに要する経費等も対象となるものであること（庁舎のかさ上げに要する経費等については、bで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること）。
- (エ) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの（消防広域化重点地域に指定されたものに限る。）が実施する消防広域化事業又は「消防の連携・協力の推進について」（平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知）に基づき、消防の連携・協力を行うものが実施する消防の連携・協力に関する事業
- a 広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）
ただし、広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものは、新築についても対象とするものであること。
- b 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備
- c 広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築
- d 連携・協力実施計画（「消防指令センターの共同運用にあたっての留意事項について」（令和3年3月22日付け消防消第130号消防庁消防・救急課長通知）に掲げる事項を記載したもの）に基づき、必要となる高機能消防指令センターの整備
- e 連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備（「消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたっての留意事項」（令和4年3月31日付け消防消第102号消防庁消防・救急課長通知）に掲げる消防用車両等に限る。）
- (オ) 大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設又は公用施設の耐震化
次の施設を対象とする。なお、原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とするものであること。ただし、消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるもの（Is値0.6未満であって、耐震補強を行ったとしても所要の耐震性を確保できない場合や、耐震補強後の耐用年数等を考慮したトータルコス

トが全部改築した場合のトータルコストを上回ることが明らかな場合)について対象。また、移転を伴う全部改築でも、耐震化のために必要な移転であれば、用地費も含めて対象。

- a 指定避難所
- b 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設
- c 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。）
- d 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設
- e 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園、特別支援学校及び認定こども園
- f 地震による倒壊の危険性が高い庁舎（Is値0.3未満）であって、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設

イ 上記アで対象としている事業を、防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金を受けて実施する場合

(4) 防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策事業

「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づいて行われる事業を対象。

国負担	国土強靱化債又は補正予算債 100%
	(交付税算入率 50%)

※当初予算分：防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（充当率100%、交付税算入率50%）

※補正予算分：補正予算債（充当率100%、交付税算入率50%）

(5) 過疎対策事業・辺地対策事業

過疎対策事業債・辺地対策事業債 100%
(交付税算入率 過疎 70%、辺地 80%)

(6) 一般事業・一般補助施設整備等事業

○消防・防災施設整備事業

一般事業債・一般補助施設整備等事業債 90%	一般財源 10%
------------------------	----------

○消防庁舎の整備事業（広域化に係るものを除く）

一般事業債・一般補助施設整備等事業債 75%	一般財源 25%
------------------------	----------

(7) 一般単独災害復旧事業

災害により地方公共団体が管理している施設が被害を受けた際、施設を原形に復旧する災害復旧事業が対象。例えば、豪雨災害により公用車や消防車両が水没した場合の新たな購入、被災した庁舎の原型復旧等。

一般単独災害復旧事業債 100%
(交付税算入率 47.5～85.5%)

※各年度の一般単独災害復旧事業債等の元利償還金額／標準財政収入額の割合に応じ、交付税算入率が変動